破産手続廃止

平成２０年（フ）第２２８７号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字八反107番地
破産者　有限会社丸七青果
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１２８６号
名古屋市中川区江松５丁目868番地
破産者　株式会社土方鉄工所
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６５５号
名古屋市天白区島田黒石207番地
破産者　株式会社ジョイボックス
1　決定年月日　平成23年１月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１０号
茨城県水戸市加倉井町499番地の５
破産者　有限会社リカーランド
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１１号
茨城県水戸市大工町２丁目５番27号
破産者　合資会社丸屋酒店
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１２号
茨城県ひたちなか市東石川２丁目16番地２
破産者　有限会社リカーランドひたちなか
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第４４１号
千葉県印西市原４丁目１番地１棟115号
破産者　前田　一彦
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３２３号
千葉県成田市並木町137番地１
破産者　武藤　真樹
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第８０４２号
東京都港区虎ノ門２丁目７番10号
破産者　都倉インターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５６号
岐阜県中津川市手賀野274番地の３
破産者　中津川石油株式会社
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第５７号
岐阜県中津川市中津川2822番地の17　コーポおばとＢ号
破産者　宮前　節子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１０６号
岐阜県中津川市茄子川1309番地の１
破産者　中田　泰信
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１０７号
岐阜県中津川市茄子川1309番地の１
破産者　中田　弘子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１４９号
岐阜県多治見市下沢町４丁目27番地の34
破産者　フィブロこと　可知井輝光
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１６７号
岐阜県多治見市旭ケ丘９丁目５番地の13
破産者　坂﨑美保子
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７０号
東京都練馬区東大泉７丁目５番９号、開始決定時の住所東京都世田谷区北沢２―40―24　レオパレス下北沢第４―105号
破産者　坂﨑　隆久
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１７１号
岐阜県多治見市旭ケ丘２丁目４番地
破産者　坂﨑　裕三
1　決定年月日　平成23年１月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第９５２号
仙台市太白区鹿野３丁目２番１号
破産者　株式会社エヌ・イー・ミツマル
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１９４０号
神奈川県綾瀬市早川1441番地１
破産者　有限会社鶴岡建設
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２６号
横浜市金沢区寺前１丁目８番６―407号
破産者　有限会社横浜物産
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６２７号
横浜市金沢区東朝比奈１―48―15―103号
破産者　有限会社サンファミリー
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８２０号
神奈川県藤沢市渡内４丁目３番２号
破産者　有限会社藤田建築工業所
1　決定年月日　平成23年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部